

●香川県教育委員会告示第1号

香川県指定史跡「古墳椀貸塚、角塚及び平塚」（昭和28年香川教育委員会告示第38号）のうち椀貸塚古墳及び角塚古墳の一部並びに平塚古墳は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡として平成27年10月7日指定されたことから、当該香川県指定史跡の一部の指定は、同日解除されたものとされたので、香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第32条第3項において準用する同条例第5条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年9月9日

香 川 県 教 育 委 員 会